

合志市道路占用及び施工承認時の舗装復旧（構成及び影響幅）基準

1. 標準舗装構成

		車道	歩道 (車の乗入口)	歩道専用
表層 (アスファルト)	厚さ	5 cm	5 cm	3 cm
上層路盤 (粒調碎石)	厚さ	10 cm	10 cm	10 cm
	碎石サイズ	30 mm以下	30 mm以下	30 mm以下
下層路盤 (クラッシュラン)	厚さ	20 cm	—※1	—
	碎石サイズ	40 mm以下	—※1	—

※1 大型車等の乗入がある場合は最低でも車道の舗装構成とすること

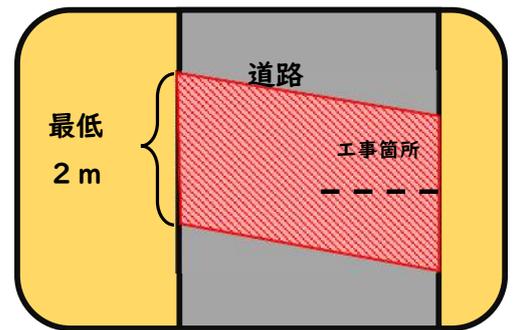
※2 管などの埋設深は80 cm以上とする。ただし、水道管等の現況により深さが確保できない場合は別途協議を行うこと。

※3 埋設管の離隔は50 cm以上確保すること。

2. 舗装復旧幅

1) 道路横断の場合

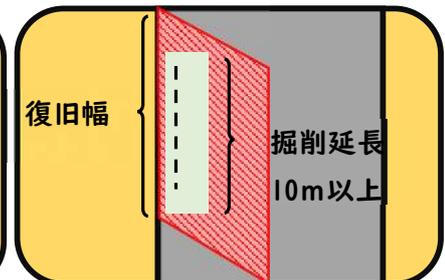
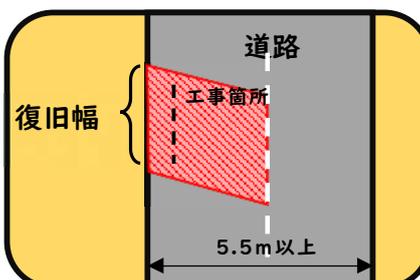
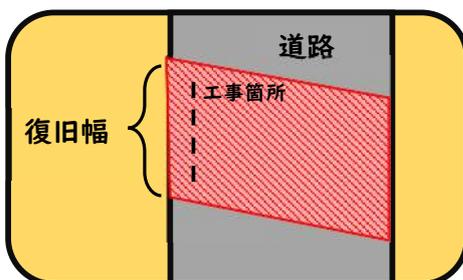
- ①掘削幅を含んで最低2 m以上（影響幅30 cm以上）とする。
- ②引き込み等で下水道と上水道またはガス管を設置するときは、近くに埋設すること。やむを得ず埋設箇所が離れる場合は協議の上決定する。
- ③幹線道路（1級・2級）については、復旧幅を5 m以上とする。
- ④段差による振動等を軽減するため、原則ひし形施工とする。
ただし、幅員が4 m以下の道路で、施工箇所より先が袋小路等で交通量が著しく少ないと判断される場合は協議の上、決定する。



2) 道路縦断の場合

原則、全面復旧すること。ただし次のいずれかの場合は別途協議を行うこと。

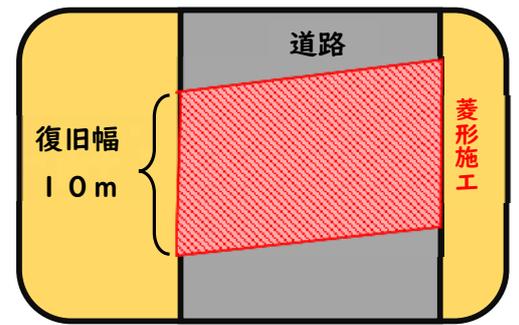
- ①掘削箇所の道路幅員が5.5 mを超えるまたは車線区分（センターライン）がある場合
- ②掘削延長が10 mを超える場合



3) 舗装新設道路の場合（掘削制限）

舗装打設後（実施竣工年度）から3年間経過しなければ原則、掘削できない。ただし、やむを得ず掘削する場合は掘削幅を含んで最低10m以上復旧（ひし形施工）とし、施工後の瑕疵期間を2年間とする。

ex：令和2年度竣工の場合、令和4年度までは制限対象。



4) その他

①以前の復旧跡（カッター線）がある場合

影響復旧幅の端からおおむね3m以内にカッター線がある場合、隣接カッター線までの復旧とする。影響復旧範囲内にカッター線がある場合、協議の上、カッター線までの復旧も可とする。

②上下水道及びガス管の本管設置の場合、舗装の損傷状況により復旧幅以外の部分を施行してもらう場合もあるため、事前に協議を行う。

③そのほか、この基準にないものは協議によるものとする。また、復旧による段差をなるべく作らないための工夫を行うこと。